

平成 27 年度第 1 回

兵庫県障害福祉審議会

(自立支援連絡協議会を兼ねる)

議 事 要 旨

**平成27年度第1回
兵庫県障害福祉審議会（自立支援連絡協議会を兼ねる）議事要旨**

1 日 時 平成27年6月30日（火） 14：00～16：45

2 場 所 兵庫県学校厚生会館 2階 大会議室

3 議 題

- ①ひょうご障害者福祉計画の推進について
- ②障害者差別解消法への対応について

4 内 容

【委員・ゲストスピーカーからの報告】

(1) 障害当事者による差別や配慮の経験

■上山委員（公募委員：身体障害）

[障害を理由として困ったり嫌だったりしたこと]

- ・保育園に保育補助として勤める際、自分の状況(肢体不自由)を伝えたが、任された仕事が床掃除、園庭掃除などの清掃業務だったこと。その上で園長から「障害者に保育は無理。子どもたちがかわいそう。働かずに家でゆっくりしていれば」と言われたこと。
- ・別の職場にて、体に負担のないよう配慮すると言われたのに、後日「他の人と同じように平等に仕事してもらおう」と言われ、それは困難だと伝えたが聞き入れてもらえなかったこと。

[うれしかった配慮]

- ・ある施設を観光したとき、係員によるエレベーターへの誘導、椅子の手配、係員同士の情報共有などによる施設全体の連携した配慮がとてうれしかった。

■堀井委員（公募委員：精神障害）

[障害を理由として困ったり嫌だったりしたこと]

※堀井委員が相談員として活動している中で障害者(精神・知的)から聞いた体験等

- ・小学校、中学校のときにいじめを受けたこと。
- ・精神障害者と知的障害者との間で争いが多く起こること。
- ・精神障害者への補助が他の障害に比べ遅れていること(公共交通機関割引が無い等)。
- ・差別解消より精神障害者への福祉制度を他の障害並に引き上げることが望む。

■井上委員（公募委員：発達障害）

[必要な配慮が受けられずに辛かったこと]

- ・説明に対して確認の質問をさせてもらえなかったこと。
- ・複数のことを処理できないのに、1つずつ業務が出来ない環境だったこと。

- ・外見から障害を理解してもらえないこと。障害があると申し出にくいこと。

[うれしかった配慮]

- ・職場で、障害を受け入れるだけでなく障害の特性に合わせた対応(主語等を省略しない説明、説明内容の文書化、質問受付時間の確保等)を受けたこと。

(2) 飲食業界から見た差別解消法

■鈴江氏（兵庫県料理業生活衛生同業組合 理事長）

- ・私どもの事業は障害のある方と接する機会が多く、差別や合理的配慮等については次のとおり考えている。
- ①不当な差別的取扱い…入店拒否、他店を勧める行為や健常者と異なる接客等。
- ②差別にあたらぬ行為…危険防止の観点から頭を支える行為(理容・美容業)等。
- ③合理的配慮…付き添い同行の許可や、筆談、指差しメニューの提供等。
- ④過重な負担…経営の身の丈に合わないバリアフリー化などの経済的負担等。
- ・条例化などの新たなルール策定は、広範な視点により行い、社会的な混乱を招かないような制度設計をお願いします。

(3) 企業経営者から見た差別解消法

■田中委員（兵庫県経営者協会 副会長）

- ・私は女性活動支援に力を入れており、それは起業するきっかけでもあった。
- ・女性といっても人によって家庭・労働への比重は様々で、ワークシェアリング、在宅勤務、フレックスタイム制などを積極的に導入し、助け合いながら、各自の能力を発揮できるよう試行錯誤してきた。このような考え方は障害者がテーマであっても同じだと思う。
- ・企業側は、どうすれば障害者の受け入れができるか考えることが重要。差別する企業には罰則というような考え方でなく、協働している好事例をヒントにしていけば働く場も増えていくだろう。
- ・身近な障害者が増え、助け合えれば、アメリカの都市バークレーで見たような、障害者があたりまえに外出している(一緒に暮らしていける)環境になるのではないかと思う。

(4) 基本的人権と差別・権利擁護

■関根委員（神戸大学大学院 法学研究科 教授）

- ・この度、障害者権利条約や権利保障の動きを再確認したところ、障害者が社会貢献できる主体であって基本的な人権保障の対象であること、ノーマライゼーションには、あらゆる政策において障害者のニーズを考慮するメインストリーミングの考え方が含まれていることを認識した。
- ・我が国の社会保障において障害者施策との関係で課題となることは雇用促進ではないか。就労と労働法との橋渡し、労働基準法が適用されるような労働との境界線、これら差別になりそうなところをどう研究するか。今後、大きな課題になるのではないかと考える。
- ・また、障害を理由とした差別の禁止については、差別の形態が非常に多種多様であ

ること、かつ、合理的配慮という難しい概念もあることから、どういうことが差別にあたるか、経験値を積み重ねていくことが必要になる。

- ・当事者や経営者の考え方・経験談、ベストプラクティスの対応などの情報共有や、テレビCM等の情報キャンペーンによる差別に関する意識改革が重要であると感じている。

【議論：議題①ひょうご障害者福祉計画の推進について】

■玉木委員（一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク 代表理事）

- ・PDCA サイクルにて評価・検証とあるが、どのように検証し、誰がどの段階で計画の変更を検討していくのか。

■事務局

- ・評価は、各市町への実績・見込み数値確認(毎年度2回)を元に作成した評価報告書(市町・圏域・全県単位)を用いて当審議会で議論していく方法を考えている。計画の見直しが必要かどうかについても、併せて議論・判断していくことを考えている。

■鳴海委員（兵庫県難病団体連絡協議会 幹事）

- ・(資料6のP7(5)) 後期高齢者医療に入らないケースにおける重度障害者の医療費助成事業について、償還払い制度が適用されているために、重度障害者は毎月大変な思いをしながら手続きのため市役所に出向いている。もっと重度障害者に寄り添った制度にできないか。

■事務局

- ・医療保険課から別途、個別に回答させてもらう。

【議論：議題②障害者差別解消法への対応について】

■山崎委員（特定非営利活動法人 兵庫セルフセンター 理事長）

- ・障害者との関わりは、時間の経過(マンネリ化)によって本質が失われていき、惰性の中で差別的発言や差別的行為に移ってしまう。どこかで立ち止まって振り返り検証するシステムが必要。

■宮田会長（姫路市総合福祉通園センター 所長）

- ・30年前より保育所が障害児を受け入れている人数は増えているが、理念の改善によるものではなく、全国的な児童の減少による受け入れ可能数が増えたという理由が大きい。非常に口惜しい。この部分を埋めてプロパガンダしていくことが求められる。

■谷口委員（関西福祉大学社会福祉学部 准教授）

- ・これらは福祉大学が知識、技術、心の部分を教えきれていないという反省点でもあるが、虐待事件や事故が起こる現状を見た若者への「福祉は怖い」という認識の芽生えが、4～5年後に福祉の現場を目指す者を激減させることになる。この1～2年の間に施設職員全員向けの研修でネジを巻きなおしておくことが重要である。

■宮田会長

- ・障害と関係のない方が、障害のことをわかっていないことが一番大きな問題であり、今後、日常的な教育活動の中で一般の子供に障害のことをどれだけ伝えていけるのが課題である。女性差別、障害者差別は取り組みにくい部分だが、差別をなくしていかなければならない難しさに直面している。

■関根委員

- ・平成 18 年、喉頭軟化症の子どもが福祉事務所長から保育園入園不承諾の処分を受けたことに対して、不承諾の処分の取り消しを求めて東京地裁に提訴した事件では、仮の義務付けで直ちに通常の保育園に入れなければならないと判決が出た。障害のある子どもが普通の教育機関で勉強するということが、差別をなくしていくなかで重要ではないかと感じる。

■松原委員（関西大学社会学部 教授）

- ・行政機関が合理的配慮を検討する際、担当原課だけでなく第三者によるチェックがあれば、主観的であった合理的配慮の経験値が、間主観なものになっていく。
- ・また、法務局の人権擁護委員等とタイアップすることや、内部告発等の既存制度を有効活用し、アクセシビリティを高められるような広報啓発を進めていただきたい。

■永守委員（社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 常務理事）

- ・不当な差別や合理的な配慮といっても分かりにくい。障害のある人と一緒に過ごしている事例など、皆が取り組める例を紹介していき、その中で差別解消につながる例を広げていくような、皆で障害者を温かく見守る仕組みができれば前向きに取り組めると思う。

■涌波委員（公益社団法人 兵庫県精神福祉家族会連合会 副会長）

- ・兵庫県は障害者を守るために必死になっていない。精神・知的障害者への障害基礎年金の支給審査の問題では兵庫県が不支給の割合が高かった。兵庫県は差別をしているのか。障害者を大切にしていないと感じて寂しい思いだ。

■事務局

- ・個人の意見として承る。年金は国の制度で、国の年金事務所の障害認定医が認定しており、現在、国が平準的な判断をする仕組みを考えている。よって兵庫県が判断しているのではなく、また、障害者の福祉が向上するように努力していることを理解してもらいたい。

■小原委員（公益財団法人 兵庫県手をつなぐ育成会 理事長）

- ・世間では知的障害への理解が得られにくい現状である。これからを担う子どもたちに、障害を持った人も一人の人として仲間であるという教育を受けさせてあげてほしい。
- ・県の育成会では今年から知的障害者の疑似体験を行っている。手先の不器用さ等の体験の中で、叱咤でなく励ましを受ければ上手くいくことがある。親も地域も行政も皆がそういう思いであれば温かい社会となり、差別解消に繋がっていくのではないか。

■尾崎委員（兵庫県人権擁護委員連合会 会長）

- ・日本の精神科病院の入院患者は30万人で、世界の入院患者の5人に1人にあたる多さである。長期在院者数が目標通りに減少し、様々な障害者と共存できる日常ができていれば、日本でもモデル県となれる特徴を持っている。

■森井（長尾委員）代理（一般社団法人兵庫県精神科病院協会 事務局長）

- ・現在、精神科病院の新規入院患者のうち9割が1年以内に退院している。退院しても地域の偏見や差別が非常に多いため、ストレス脆弱性の者たちは、また入院してしまう。差別解消には地域の方が受け入れるようにならないと難しい。

■東馬場委員（兵庫県社会就労センター協議会 会長）

- ・就労に関しては福祉だけでなく労働行政も受け皿になることが望ましい。
- ・差別や配慮について一番大切なのは、子どものうちから、人の価値は誰しも同じだという教育を進めること。良い環境である県になってほしいと思う。

■宮田会長

- ・障害や差別について知らないということは差別することとほぼイコールであるインパクトを相手に与える。最高の障害児教育は一般の子どもたちに障害や差別をしっかりと教えることだと思うので、ご考慮願う。

■玉木委員

- ・職員対応要領は、継続的な啓発研修の検討を含め、慎重に策定した方がよい。
- ・行政には縦割りの問題があるが、既存の法律等における組織同士の横の繋がりを活用して、人権侵害時に機能するようにしてもらいたい。
- ・条例は啓発や教育を後押しするための要素だと思う。良い取り組みや、良い事例を評価していく仕組みも条例化することで進められるのではないかな。

【議論後報告事項】

■美藤委員（兵庫県精神保健福祉士協会 会長）

- ・別紙のとおり障害基礎年金の審査に関する要望書を作成した。全国、厚労省にも表明していくところだが、当審議会委員の方々にもご理解をいただき、また、ご支援をお願いしたいと考えている。

[閉会]

以上